

地方消費者行政における国と地方のあり方について（第7回専門調査会発言メモ）

2010.10.22 国府泰道

地方消費者行政における国と地方のあり方という基本的な問題に関して、特に義務付けと地方分権改革の関係について意見を述べます。

1 義務付けと地方分権改革の関係について

消費者行政について自治体に義務付けすることは、地方分権改革の流れに反するとの見解があるが、これは現象面の評価に留まる見解だと思う。

私は、消費者行政の義務付けが必ずしも地方分権改革の理念に反するものではないと考える。その理由は次の通りである。

- (1) 政府における消費者庁の創設は、産業育成優先の行政から消費者保護の行政へのパラダイムの転換であった（平成20年6月27日「消費者行政基本計画」閣議決定）。しかし、中央政府のみならず地方自治体においてもパラダイムの転換が必要である。これを地方に任せればよいと放置すれば、これまで通り産業育成の部課が肥大したままの産業育成優先の行政システムに留まったままとなる。国が義務付けやそれに伴う財政支援をすることにより、地方にもパラダイムの転換を迫ることが必要である。
- (2) 国のリーダーシップにより新たな制度を一旦地方に与え（第1ステップ）、その上で地方独自に展開を図る（第2ステップ）というように捉えれば、今はまだその第1ステップの段階にあると理解すべきである。

他の行政分野では、すでに第1ステップを終え、今や第2ステップにあることから、義務付けを廃止することが求められている。しかし、消費者行政は遅れてスタートした行政分野であり周回遅れの分野であるから（消費生活センターに関する法律規定の整備は平成21年の消費者安全法）、他分野のように「地方分権」の名の下にその整備を地方に委ねるだけでは何もしないことを許すと同様の結果になりかねない。

- (3) 消費者行政の義務付けは、消費者行政として最小限の整備を行おうとするものであって（第1ステップ）、さらにそのかさ上げとして各自治体毎にその地域にあった取組みの工夫が求められるものであるから（第2ステップ）、地域の個性を生かした地域作りといった地方分権の理念、それによって国民がゆとりと豊かさを実感し安心して暮らすことのできる社会を実現するという地方分権の目的に反するものではない。

2 消費生活センターの整備について

以上の考え方に基づいて、消費生活センターを各市町村にも設置を義務付け国が積極的な財政支援をすることが必要であると考えます。

高度で豊かな消費社会になった今日、事業者に対する住民の苦情を受け付け、助言・あっせんをすることのできる消費生活センターは現在社会において不可欠のインフラとなっている。国の積極的な誘導がなければその設置が進まないことは、地方消費者行政活性化基金における取組みの経験で明らかとなった。これを克服するために義務付けによる整備を図るべきである。具体的には消費者安全法第10条第2項を改正して市町村にも消費生活センターの設置を義務付けて積極的な財政支援を行うこととし、その具体的な態様としては広域連合など小規模自治体にも可能な形態などのメニューを用意し、整備指針を設けることが必要である。